退職手当大幅引き下げの閣議決定に断固抗議する（談話）

２０１２年８月７日

全日本教職員組合（全教）
書記長　今谷　賢二

１．本日 8 月 7 日、野田内閣は、国家公務員の退職手当を平均 402.6 万円引き下げることを主な内容とする退職手当法改悪法案を国会に提出するとの閣議決定を行いました。国民に大きな犠牲を強いる消費税増税をはじめとする「税・社会保障の一体改悪」関連法案を強行するため、その前段で国家公務員の退職手当削減を何としても閣議決定したいとする野田政権の政治的意図に沿ったものです。全教は、閣議決定を強行した野田内閣に強く抗議するものです。

２．閣議決定では、改悪退職手当法の実施を 2013 年 1 月 1 日とするとともに、退職手当の引き下げを調整率の変更で行うとし、1 年半かけて二段階の経過措置（104/100→98/100→92/100→87/100）を入れ、2014 年 7 月 1 日で完結すること、「早期退職募集制度」を導入し、勤続 20 年以上の者を対象に 45 歳以上で退職する場合、定年前 1 年につき最大 3%の割増を行うことを盛り込んでいます。特に、「早期退職者募集制度」の新設と割増の拡大は、経験豊富な教職員の早期退職を促進するねらいを持っており、「インセンティブの付与」とは到底いえないものです。

３．平均 402.6 万円もの大幅な退職手当の削減は、青年層から高齢層まで、すべての公務労働者の働く意欲や働きがいを奪うとともに、退職後の生活設計を成り立たなくさせるものです。しかも、政府・総務省は、人事院が発表した官民較差の数字だけを金科玉条のごとくに扱い、402.6 万円の根拠については、全労連公務部会との交渉においてもまともな説明ができませんでした。そもそも退職手当法は、退職手当の算定について官民比較を前提とはしておらず、条文上も一切規定がありません。そのため、政府・総務省が、全労連公務部会の追及に対して、次回の見直しまでに、「ルールづくりの検討」を表明せざるをえなかったのです。まさに、「公務員人件費 2 割削減」という民主党のマニフェストに沿った、結論ありきの提案であったことは明白です。

４．労働基本権が制約されている下で、これだけ大幅な勤務条件の不利益変更にもかかわらず、政府が全労連公務部会との合意を追求する努力もせずに、閣議決定を強行したことは、あらためて公務員の労働基本権の回復がいかに重要であるかを明らかにしました。

５．全教は、全労連公務部会に 6 月 1 日退職手当の大幅削減が提案されて以降、職場討議をすすめるとともに、職場決議運動を呼びかけ、管理職や未組合員、組織の違いを超え、すべての教職員を対象にしたとりくみを展開してきました。また、7・4 総務省前要求行動や 7・25 夏季闘争中央行動、三波にわたる人事院・総務省前座り込み行動など、全国の職場・教職員の怒りと要求を背景にとりくみをすすめてきました。そのようなとりく

みの結果、職場決議は3,501分会、職場決議に署名した教職員は62,180人、政府・総務省に対する公務公共サービス署名は54,871筆にのぼり、短期間で大きくたたかいが広がりました。退職手当の大幅削減に対する全国の教職員の怒りと要求の強さを反映したものです。

６．閣議決定を受け、政府は退職手当削減にむけた法案作成に入ります。全教は、全労連公務部会に結集し、すべての教職員を対象に、職場を基礎に、たたかいをさらに広げるために、とりくみをすすめます。退職手当改悪法案が提出された場合には、その廃案をめざし、秋季年末闘争における 9 月下旬の「行動強化ゾーン」における中央・地方に行動や署名運動など、これまでのたたかいの到達点を踏まえ、たたかいを強化します。同時に、野田内閣の退陣を求め、消費税増税をはじめ、オスプレイの沖縄配備、ＴＰＰ参加など反国民的な諸施策と対決し、民間労働者や国民との共同を広げ、国民本位の政治への転換をめざし、全力でたたかう決意です。

以　上